

諮問日：平成29年7月4日（平成29年度（情）諮問第10号）

答申日：平成29年12月22日（平成29年度（情）答申第16号）

件名：大阪地方裁判所における嚴重注意等に関する実施記録の一部開示の判断に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

「大阪地方裁判所の保有する平成26年4月1日から平成27年3月31日までの嚴重注意及び注意に関する実施記録」の開示の申出に対し、大阪地方裁判所長が、別紙記載の各文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、大阪地方裁判所長が平成29年3月31日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

嚴重注意及び注意は、職員の責任を確認し、将来におけるサービスの厳正又は職務遂行の適正を確保するために当該職員に注意を促す措置として行うものであるから、本件対象文書のうち行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条6号ニにより不開示とした部分（以下「本件不開示部分」という。）については、開示を求める。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

下級裁判所事務処理規則21条に基づく注意は、事務の取扱いや行状についての改善を目的として行うものであって、懲戒処分のような制裁的実質を含ん

だ処分とは異なるものであり、その性質上、その運用自体が個人的事情に関わる機微なものであるというべきであるところ、本件不開示部分に記載されている注意に関する手続等を開示することにより、人事管理に係る事務について好ましくない影響が生じるなど、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、本件不開示部分は、法5条6号ニに規定する不開示情報に相当する。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成29年7月4日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年10月20日 本件対象文書の見分及び審議
- ④ 同年12月1日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

- 1 本件対象文書を見分したところ、本件不開示部分には、下級裁判所事務処理規則21条に基づく注意に係る手続等が記載されていることが認められる。苦情申出人は、これらの記載部分を開示すべきであると主張しているから、以下、この点について検討する。

下級裁判所事務処理規則21条に基づく注意は、事務の取扱いや行状についての改善を目的として行うものであって、懲戒処分のような制裁的な効果を伴わない措置であると解される。また、同条によれば、地方裁判所においては、地方裁判所長の責任において注意の要否やその態様等を決することが予定されており、注意を実施する手続等に関する定めはない。そうすると、同条に基づく注意の性質上、その運用自体が個人的事情に関わる機微なものというべきであり、注意に係る手続等を公にすると、人事管理に係る事務に関与する判断権者及び職員に対して好ましくない影響を与えるなど、公正かつ円滑な人事の確

保に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件不開示部分に記載された情報は、法5条6号ニに規定する人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報に相当する。

- 2 以上のとおりであるから、原判断については、本件不開示部分は法5条6号ニに規定する不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長                    高   橋                    滋

委                    員                    久   保                    潔

委                    員                    門   口                    正   人

別紙

- 1 注意書（平成26年，大阪地方裁判所長二本松利忠名義）
- 2 注意書（平成26年，大阪地方裁判所長小佐田潔名義）
- 3 注意書（平成27年，大阪地方裁判所長小佐田潔名義）
- 4 決裁票，事後措置の実施について（伺い）及び注意要旨（起案日平成26年，  
文書番号大阪地裁人秘779号）
- 5 決裁票，事後措置の実施について（伺い）及び注意要旨（起案日平成26年，  
文書番号大阪地裁人秘796号）
- 6 決裁票，事後措置の実施について（伺い）及び注意要旨（起案日平成26年，  
文書番号大阪地裁人秘975号）
- 7 決裁票，事後措置の実施について（伺い）及び注意要旨（起案日平成26年，  
文書番号大阪地裁人秘974号）
- 8 決裁票，事後措置の実施について（伺い）及び注意要旨（起案日平成27年，  
文書番号大阪地裁人秘109号）
- 9 決裁票，事後措置の実施について（伺い）及び注意要旨（起案日平成27年，  
文書番号大阪地裁人秘168号）
- 10 決裁票，事後措置の実施について（伺い）及び注意要旨（起案日平成27年，  
文書番号大阪地裁人秘172号）
- 11 決裁票，事後措置の実施について（伺い）及び注意要旨（起案日平成27年，  
文書番号大阪地裁人秘201号）
- 12 決裁票，事後措置の実施について（伺い）及び注意要旨（起案日平成27年，  
文書番号大阪地裁人秘169号）
- 13 決裁票，事後措置の実施について（伺い）及び注意要旨（起案日平成27年，  
文書番号大阪地裁人秘170号）
- 14 決裁票，事後措置の実施について（伺い）及び注意要旨（起案日平成27年，  
文書番号大阪地裁人秘235号）